

準用河川の占用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 準用河川の占用の事務について、法令その他別に定めるものを除くほかこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 準用河川とは、河川法第100条第1項の規定に基づき、市長が指定した河川をいう。

(占用許可方針)

第3条 準用河川の敷地は、治水上必要な行政財産であるが、社会経済上必要やむを得ず占用の許可をするときは、次の各号に掲げる事項に留意し、処理するものとする。

- (1) 都市施設の一部として周囲の状況に対応したもので、安全な構造のものとするよう指導すること。
- (2) 河川、公共下水道、道路、公園等の公共性の高い事業の円滑な実施に資するよう調整に努めること。

(占用許可基準)

第4条 占用の許可は、当該占用の期間内に目的を達成するための必要最小限度の内容とし、次の各号の基準に適合すること。

- (1) 許可の対象は、次のとおりである。
 - ア 通路等、流路を原状のまま使用するもの
 - イ 橋、鉄道施設、自転車等駐車場、電柱、水道管、下水道管等工作物を設置するもの
 - ウ 公共性又は公益性のある事業又は活動のため、敷地を利用するもの
 - エ 一時的占用

- (2) 申請者の資格は、次のとおりである。

ア 公共団体又は公共的団体であること。

イ 占用する箇所に隣接する土地の所有者又は借地権者及び家屋の借家人であること。

ウ 正規の手続を経て行う工作物の設置者又は工事等の施工者であること。

(3) 許可の条件は、次のとおりである。

ア 占用は、横断占用を原則とし、原状の河川断面を減少しないこと。

イ 既設の施設物の上に直接橋桁等を架設しないこと。

ウ 本市の改修計画等に適合すること。

エ 橋の幅員は、6メートル以内を原則とする。ただし、事情やむを得ない場合は、必要最小限度とすること。

オ 占用物件は、準用河川の維持管理に支障のない構造とすること。

(4) 占用の許可期間は、川崎市河川法施行細則第7条に基づき、3年以内において、必要最小限度とすること。

(5) その他特殊なものについては、事前に関係所管課と協議すること。

(申請に対する処分に係る標準処理期間)

第5条 河川敷占用許可申請に基づいて行う事務に係る標準処理期間（川崎市行政手続条例第6条の標準処理期間）は、30日とする。

附 則

この要領は、平成6年10月1日から施行とする。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行とする。